

令和6年度7月

人権一口講座



「『熊本県隣保館連絡協議会初任者職員研修会』に参加して」

私は、4月からふれあい文化センターに異動してまいりました。

先日、ふれあい文化センターに勤務する初任者として、標記研修会に参加し、部落差別(同和問題)について基本的なことを学んできましたので、その内容と感じたことをご報告します。

『同和对策審議会答申』(一九六五年(昭和四十年))には、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である。」と記されています。それを受け、国による「同和对策事業特別措置法」等、三度にわたる特別措置法に基づく同和对策事業の推進により、生活環境改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実な成果をあげ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されています。しかし、依然として教育・就労・結婚問題等において、差別を受けるなどの問題が残っているのが現状です。

二〇一六年(平成二十八年)、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されていますが、その後も県内において部落差別事象が発生していることや、情報化の進展に伴い部落差別を取り巻く状況が変化していることから、熊本県では、二〇二〇年(令和二年)、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定し、県内自治体や法務局等国の機関と連携し様々な取り組みが行われています。

熊本市でも、昨年度、「第二次人権教育・啓発基本計画」を改訂し、人権尊重が当たり前の地域社会となるよう、「人権尊重意識の高揚」及び「人権擁護の推進」に取り組んでいるところです。

人権を取り巻く環境がめまぐるしく変化し、様々な人権問題が発生する中、誰もが自分らしく生き生きと生活していくためには、私たちが、人権に関する正しい知識を身につけ、人権感覚を磨き、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、絶えず取り組んでいかなければなりません。

ふれあい文化センターは、周辺地域を含めた地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動に取り組んでいます。

この研修で学んだこと、感じたことをふれあい文化センターでの活動や業務に生かしていきたいと思えます。

(熊本市ふれあい文化センター広報紙「かけはし」令和6年度7月号より)

短いメッセージ いつも やさしい 友だちを見て
気づいたよ 一人が動けば みんなも動く

熊本市・熊本市教育委員会・熊本市人権啓発市民協議会のカレンダー 出水南小学校 3年 酒井 希乃花さん(令和5年度の作品より)